

令和7年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

令和7年12月11日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議会活性化調査特別委員会中間報告

1. 議発第9号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例

1. 議発第10号 涌谷町議会議員政治倫理条例

1. 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（令和7年度さくらんぼこども園外壁等改修工事））

1. 議案第74号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

1. 議案第75号 涌谷町立さくらんぼこども園預かり保育条例

1. 議案第76号 涌谷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

1. 議案第77号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第78号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第79号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第80号 涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第81号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第82号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第83号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第84号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第85号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第86号 令和7年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第87号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第88号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

1. 議案第89号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
10番	杉浦 謙一 君	11番	門田 善則 君
12番	竹中 弘光 君	13番	大泉 治 君

欠席議員（1名）

9番 伊藤 雅一 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	企画財政課長 兼 参事	熱海 潤 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 兼 参事	今野 優子 君
福祉課長 兼 参事	鈴木 久美子 君	子育て支援課長	佐藤 明美 君
健康課長	徳山 裕行 君	総務管理課長 兼 参事	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	岩渕 明 君
上下水道課長	阿部 雅裕 君	会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君
農業委員会会長	日野 善勝 君	農業委員会事務局長	荒木 達也 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	宮 まどか 君
生涯学習課長	福山 宗志 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ここで、9番伊藤雅一議員から欠席の届出が出ておりますので、お知らせしておきます。

また、総務管理課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

私からは、お知らせがございます。

令和8年1月1日付で、涌谷町国民健康保険病院院長として石橋清人医師を任用いたしますので、お知らせいたします。

病院院長につきましては、令和6年5月に前院長が退任されてから前沢センター長が兼任しておりましたが、石橋医師を院長に迎えることで、病院経営にプラスになるものと期待しております。

以上でございます。

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎議会活性化調査特別委員会中間報告

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、議会活性化調査特別委員会中間報告を議題といたします。

議会活性化調査特別委員会から、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。申出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

竹中議会活性化調査特別委員会委員長、お願いします。

○議会活性化調査特別委員会委員長（竹中弘光君） おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、議会活性化調査特別委員会の中間報告をいたします。

涌委第91号

令和7年11月28日

議会議長 大泉 治 殿

議会活性化調査特別委員会委員長 竹中弘光

委員会中間報告書について

本委員会に付託された2件についての中間報告を下記のとおり、議会議規則第43条の2第2項の規定により報告します。

設置目的、調査の経過については、お手元の報告書のとおりですが、内容について要点を説明いたします。

調査状況及び結果についてです。

特別委員会では、限られた時間の中で効率的に調査を進めるため、小委員会を設置し、基本条例の見直しと政治倫理条例の検討を優先的に行ってきました。

基本条例については、制定以来見直しが行われてこなかったため、運用状況を踏まえて課題を整理し、必要な改正点をまとめました。

倫理条例については、議員が公正誠実に職務を果たし、信頼を確保するために、倫理基準の明確化や審査の仕組みなどについて丁寧な議論を行いました。また、倫理条例の協議を進める中で、議会内外のハラスメント防止も不可欠であるとの共通認識に至り、実態調査アンケートを実施しました。その結果を踏まえて、小委員会で条例案を作成しました。

これらの検討を踏まえ、今議会には、議会基本条例の一部改正、涌谷町議会議員政治倫理条例の二つを議員発議として提案することとしました。

今後の取組については、ハラスメント防止条例案の審議を進め、3月会議上程に向けて取り組む議員定数の在り方を、地域の実情を踏まえて検討する。議員報酬の適正な水準については、他自治体の状況も踏まえ慎重に議論する。タブレット端末の導入については、メリットと課題を整理し、現実的な運用方法を検討する。

以上、引き続き、具体的な調査、議論を進めていく予定でございます。

以上で議会活性化調査特別委員会の中間報告といたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございます。

これで、議会活性化調査特別委員会中間報告を終わります。



◎議発第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、議発第9号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。

議員提出議案 1 ページをお開きください。

議発第 9 号

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

涌谷町議会議長 大 泉 治 殿

提出者	涌谷町議会議員	杉 浦 謙 一
賛成者	同	竹 中 弘 光
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	二 上 光 子
賛成者	同	一 條 裕太郎

涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び涌谷町議会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出する。

(提出の理由)

規律ある議会運営について、具体的かつ分かりやすくするため、また、議員の政治倫理の向上や町民の議員活動に対する信頼を高めるため政治倫理に関して別に定めることを規定するため一部改正するものであります。

4 ページ、5 ページの新旧対照表をもって説明をいたします。

最初に、目次であります。4 ページ、本文に条ずれがあるため、目次の条も変更となっております。

第 2 条であります。議会の活動原則につきまして、改正の内容であります。規律ある議会運営について、具体的かつ分かりやすくするため、会議の定刻開催や休憩時の説明責任について明確化することで、議会運営の透明性を高め、傍聴者を含む町民に対する説明責任をより一層果たす内容としております。

第 2 条第 4 項は、傍聴規則の全部改正があったため、制定年が変更となっております。

第 4 条であります。町民参加及び町民との連携について、改正内容であります。名称を「懇談会等」とすることで町民に対する説明責任を果たすとともに、意見聴取や双方向的に連携する姿勢を明確にする。また、町民の積極的な参加を促進し、議会運営の改善に向けた建設的な意見交換の場として、役割を一層強化することとしております。

次に、第 11 条であります。災害時の対応について追加をしております。追加の内容は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等に対する危機管理について定めております。第 1 項では、災害などが発生した場合における議会の基本的な対応を、第 2 項は、その有事における対応を別途設けることを規定しております。

第 12 条、主権者教育の推進について追加しております。追加の内容であります。次世代を担う子供たちが政治や社会のことに関心を持ち、それを自分事として捉え、自ら判断、行動した上で選挙などに積極的に参加する態度を養う教育を支援し、推進することを規定しております。なお、主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされております。

以下、2 条ずつ繰り下げております。

第 17 条であります。議会広報の充実についてであります。改正内容としては字句の整理を行っております。

続きまして、第18条であります。議員定数及び議員報酬についてであります。ここも、改正の内容としては字句の整理、訂正を行っております。

第19条、議員の政治倫理についてであります。改正内容は、倫理性に関する具体的な行動基準や倫理基準を明確化することで議員の政治倫理の向上を図り、町民の議員活動に対する信頼を高めるため、政治倫理に関して別に定めることを規定しております。

第22条、見直し手続についてであります。改正内容であります。議会基本条例は議会運営の基本方針や議員活動の指針を示す重要な条例であります。その内容を議員が正しく理解し、条例の現状と運用状況を定期的に検討することが必要不可欠であります。本条例の見直しを1年に1度実施することで、議会活動の更なる透明性や実効性を確保し、町民の信頼に応えるための制度強化を図ることとしております。

附則としていたしまして、この条例は、公布の日から施行するとなっております。

以上で提出者の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第9号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第9号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議発第10号 涌谷町議会議員政治倫理条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、議員提出議案8ページをお開き願います。

議発第10号

令和7年12月11日

涌谷町議会議長 大泉 治 殿

提出者 涌谷町議会議員 杉浦謙一

賛成者 同 竹中弘光

賛成者 同 黒澤朗

賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	二 上 光 子
賛成者	同	一 條 裕太郎

涌谷町議会議員政治倫理条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

涌谷町議会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員は政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼を得て、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与することを目的に議会独自の倫理条例を制定するものであります。

9ページからですが、涌谷町議会議員政治倫理条例であります。第1条、目的として、条例として目的を規定しております。議員の政治倫理に関する基本的な考え方を明確にし、今後の議員活動において、倫理的な判断や行動が求められる際の指針と、議員自らが政治倫理の向上に努め、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与することを規定しております。

第3条は、議員の責務でありまして、1項として、議員は、選挙で選ばれた町民の代表者であることを自覚し、その使命を達成するよう努めなければならないことを規定しております。

2項において、政治倫理に反する疑惑が生じたときは、自らその疑惑を解消するとともに、その責任を明らかにするように努める責務があることを規定しております。

第3条は、町民の責務であります。町民は、主権者としての自覚を持ち、議員に対して、その地位や影響力を利用して不当な働きかけをしてはならないことを定めるとともに、町民にも公正な議会運営を支える責務があることを規定しております。

第4条は、政治倫理基準であります。涌谷町議会議員が遵守しなければならない事項を、倫理基準として具体的に規定しております。

(1)は、不正を疑われるような金品のやり取りを、これらに類似するような行為を行わないことを規定しています。

(2)は、公平性を損なう不当な介入を防ぐため、町や、町が資本金などを出資している法人や、町の施設の指定管理者が行う許可、請負、その他の契約等に関して、特定の人に有利又は不利な取扱いをするように働きかけてはならないことを規定しております。

(3)は、町が行う許可や許可などの行政手続や行政指導において、正当な理由がないにもかかわらず、特定の個人や団体に対して特別に有利又は不利な扱いをしてはならないことを規定しております。

(3)は、議員は、政治活動において、政治的又は道義的に疑念を招くような寄附を受けないことを規定しております。また、議員自身だけでなく後援団体などについても、批判の対象となり得る寄附を受け取らないようにすることを求めることを規定しております。

(5)は、議員は、町税などの公的な義務を誠実に果たし、納税を含む基本的な責務を怠らないことを規定しております。

(6) は、議員が町職員の適正な職務の遂行を妨げたり、職員が持っている権限や影響力を不正に行使するよう働きかけないことを規定しております。

(7) は、議員が自らの地位や立場を利用して、町職員の採用、昇進、人事異動などに関し、特定の職員が有利又は不利になるような働きかけをしてはならないことを規定しております。

(8) は、いかなる場合でも、ハラスメント全般、その他の人権を侵害するおそれのある行為をしないことを規定しております。

(9) SNS等で情報を発信する際には、確かな事実に基づき、他人の名誉や人格を損なうことのないよう、また、第三者にそのような行為をさせることも禁止することを規定しています。

(10) は、議員は、補助金の使途や妥当性を審査する立場であり、自らが関わる団体を審議することで利益造反が生じるおそれがあるため、町から補助金等の交付を受けている団体の長に就任しないことを規定しております。

(11) 議員の職責及び議員活動への影響等を勘案し、町の審議会等附属機関の委員には、法令に基づくものを除き、就任しないことを規定しております。

(12) 議員の職務や立場により知り得た情報を、本来の目的以外の目的で使用してはいけないことを規定しております。

第5条であります。請負契約等であります。1項として、地方自治法の趣旨を尊重し、議員が関係する企業等が町と請負契約や指定管理を行う際に、町民に疑念を与えるような行為をしないことを規定しております。

2項として、議員が関係企業等の役員に就任、退任、異動した場合に、速やかに証明資料を添えて議長に届けることを規定しております。

第6条、審査請求であります。政治倫理基準などに違反する行為の疑いがあった場合の、町民と議員の政治倫理審査会の審査請求の要件を規定しております。

第7条は、審査会の設置等であります。1項として、議長は、前条の規定により審査請求を受けたときは、審査会の設置を行うことを規定しております。

2項として、審査会が前条に基づいて審査の求めを受けたとき、速やかに行うべき審査事項を規定しております。

3項は、審査会の委員は、議会運営委員会が指名し、議長が任命することを規定しており、また、議長は、学識経験者等の意見を求めることができることにより、審査の客観性や専門性を高めることを規定しております。

4項は、公正を期すため、審査の対象となった議員と審査請求を行った者は、審査会の委員になることができないことを規定しております。

5項は、審査会の委員の任期を規定しております。

6項は、審査会には委員長及び副委員長を各1名置くこととし、その選任は委員の互選によって行うことを規定しております。

7は、審査会の定足数を規定しております。

8項は、審査会は、秘密会とする議決がされた場合には、審査の公平性と関係者の保護の確保の観点から、委員長が指名した者以外の立入りを認めず、速やかに退去させるとともに、議事の記録についても外部に公表し

ないことを規定しております。

9項は、審査会の委員の守秘義務について、委員の任期中はもちろん、その職を退いた後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけないことを規定しております。

10項は、審査会の委員は、個人的な利害関係や偏見に左右されることなく、中立的かつ公正な立場で職務を遂行することを規定しております。

第8条として、審査であります。1項は、審査対象議員に対し、事実関係や意見の一方的な把握に基づく判断を避け、自らの見解や主張を述べる機会を与えることを規定しております。

2項は、審査対象議員だけでなく、審査請求者に対しても同様の対応を行えることを明記しており、公平な審査を行うことを規定しています。

3は、審査対象議員は、審査会の要請に対し、協力する責務があることを規定しています。

4項、審査会は、実効性のある審査を行うために、必要に応じて関係者から直接説明や意見を聴取したり、資料の提出を求めたりすることができることを規定しております。

5項は、審査の実施に当たり必要な事項は、審査会の合意により定めることを規定しております。

第9条は、報告であります。1項は、審査会は、審査終了後、速やかに文書で議長に結果を報告し、倫理基準違反が認められた場合には、講ずべき措置について意見を付することを規定しました。これにより、審査会が事実確認にとどまらず、再発防止や信頼回復に向けた具体的な対応策を提言する役割を担うことを明確にしております。

2項は、議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その内容を審査対象議員及び審査請求者に対し速やかに文書で通知する義務があることを規定しております。

第10条、措置であります。1項として、議長は、審査会からの報告を尊重し、その内容を議会に諮った上で、町民の関係を回復するために必要な措置を講ずる責務を負うことを規定しております。

2項は、議長は、前項に基づいて措置を講じたときは、議会の透明性を確保し、町民の信頼を回復するために、その内容を町民に対して公表しなければならないことを規定しております。

第11条は、委任であります。条例の施行に当たり、必要な手続や具体的な運用方法などについては、別に定めることができることを規定しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというふうに定めています。

以上で提出者の趣旨説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。6番、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、賛成討論、6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉 定でございます。

小委員会で膨大な作業を進め、こういった政治倫理条例をここに提出されるに至ったことに、まず敬意と労を

ねぎらいたいと思います。

賛成の理由としては、我々の行動規範が明確化されて、ますます、これまで明確化されなかった部分がきちんと明確化されたことによって、反対から言えば、これを守れば、その上にのっかる議員活動を活発にできるということで、私は賛成としたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第10号 涌谷町議会議員政治倫理条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号 涌谷町議会議員政治倫理条例は原案のとおり可決されました。



◎報告第15号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第4、報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（令和7年度さくらんぼこども園外壁等改修工事））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） おはようございます。どうぞ、今日もよろしくお願い申し上げます。

しばらくぶりで、この議会基本条例等々、見させていただきました。大変ご苦労さんでございます。

それでは、報告第15号について申し上げます。

本件は、株式会社大澤建設と契約額6,895万9,000円で契約を締結していたところでございますが、令和7年11月20日に、287万3,200円増の7,183万2,200円に変更契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議案書1ページをお開き願います。

報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（令和7年度さくらんぼこども園外壁等改修工事））。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月10日提出、涌谷町長。

2ページをお開き願います。

専決処分書でございます。

本文の朗読については、省略させていただきます。

- 1、契約の目的、令和7年度さくらんぼこども園外壁等改修工事。
- 2、契約金額、変更前、6,895万9,000円、変更後につきましては、287万3,200円増額した7,183万2,200円。
- 3、工期につきましては、変更前、令和7年12月10日、変更後、令和8年2月27日。
- 4、契約の相手方、宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石62番地1、株式会社大澤建設、代表取締役大澤和彦。経過についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年6月13日に仮契約を締結し、同年6月会議におきましてお認めいただいております。議会議決後、本契約となり、工事を行ってまいりましたが、軽易な事項の変更が生じたことから、今議会への報告をいたすものでございます。

工事変更の概要につきましては、教育総務課長から説明させていただきます。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、私のほうから、概要について説明いたします。

今回は、さくらんぼこども園の屋根及び外壁等の塗装工事でございますが、塗装工事を進めておったところ、外部油配管部分やアリーナの扉の塗装など塗装面積の変更がございました。また、屋根部分等に係る軽微な補修が必要となったことから、追加で工事を行うものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時41分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第15号は終了いたしました。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第74号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第74号の提案の理由を申し上げます。

本案は、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。

議案第74号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合格約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出、涌谷町長。

町長の提案理由にもありまして、市町村長で構成されております退職手当組合の役員及び議員に対する報酬につきまして、これまで支給されておりましたが、地方自治法第203条及び204条におきまして、役員及び議員に対し給料又は報酬を支給するよう規定されていること、また、県内のほとんどの一部事務組合におきましても報酬等を支給していることを踏まえ、退職手当組合において、令和8年度から報酬等を支給するため規約を変更することについて、議決を求めるものでございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

なお、改正の内容につきましては、新旧対照表をもってご説明いたしますので、新旧対照表の1ページのほうをお開き願います。

宮城県市町村職員退職手当組合格約、改正前の第8条「組合の議員には、議員報酬を支給しないものとする。」を第8条「削除」に改め、第10条第5項「組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。」を削り、第6項を第5項に繰り上げる改正の内容となっております。

議案書4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更

については原案のとおり可決されました。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第75号 涌谷町立さくらんぼこども園預かり保育条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和8年4月からさくらんぼこども園で行われる預かり保育に関する事項について、規定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） それでは、議案第75号についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和8年4月からさくらんぼこども園で行われる預かり保育に関する事項について規定するものです。

第1条は、幼稚園部園児の預かり保育を行うこと目的を規定するものです。

第2条は、必要な職員を置くことについての規定となります。

第3条は、預かり保育料についてです。保育料については、新規制定します涌谷町立さくらんぼこども園預かり保育規則で定めることを規定しております。

第4条は、預かり保育の減免ができる規定です。

第5条は、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則の第1条として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

附則の第2条といたしまして、涌谷町立幼稚園等における預かり保育条例は廃止といたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 涌谷町立さくらんぼこども園預かり保育条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 涌谷町立さくらんぼこども園預かり保育条例

は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第76号 涌谷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和8年度乳児等通園支援事業の開始に伴い、事業者が遵守しなければならない基準を定めるものがございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） それでは、議案第76号についてご説明いたします。

議案書は7ページから、資料は涌谷町議会定例会12月会議資料1ページからです。

会議資料で概要をご説明いたしますので、会議資料のほうをご覧くださいと思います。

令和8年度から開始いたします乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」において、特定乳児等通園支援を行う支援事業者が、その事業を行う際に遵守しなければならない基準を定めるものになります。

第1条は、制定の趣旨になります。

第2条は、支援の質と経済的配慮、子供の意思と人格の尊重、地域との連携強化、人権擁護と虐待防止体制の整備など、一般原則を定めております。

第3条は、1時間当たりの利用定員を設定することの義務付け、月単位の定員も適正に設定することを定めるものです。

第4条から、次のページ、第32条までは、運営に関する基準を定めております。内容につきましては、それぞれ条ごとの概要をご覧ください。

第33条は、電磁的記録による代替について定めるものです。

議案書20ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 涌谷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 涌谷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第77号から議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第77号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第80号 涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第77号から議案第80号までの提案の理由を申し上げます。
本案は、町が従うべき基準、又は参酌すべき基準が定められている内閣府令の改正が行われましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） それでは、議案第77号から議案第80号についてご説明いたします。

議案書は21ページから、新旧対照表は3ページからになります。

会議資料でご説明いたしますので、恐れ入りますが、会議資料3ページをご覧ください。

初めに、町長が提案理由で申し上げました、内閣府令の改正についてご説明いたします。

令和7年9月10日公布された内閣府令の改正概要は、児童福祉法第33条の10の引用改正になります。虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に伴い、同法「第33条の10」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

また、令和7年9月16日公布された内閣府令の改正概要は、乳幼児健診による健康診断の代替を可とする改正となります。母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、家庭的保育事業の保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務付けられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とするものです。

条例案概要についてご説明いたします。

(1) 議案第77号です。第12条で、児童福祉法第33条の10の引用改正、第17条第2項で、乳幼児健診による健康診断の代替を可とする改正になります。

(2) 議案第78号では、第15条で、認定こども園法の略称の及ぶ範囲についての改正及び第25条では児童福祉法第33条の10の引用改正となります。

(3) 議案第79号では、第12条で、児童福祉法第33条の10の引用改正を行うものです。

(4) 議案第80号は、第13条で、児童福祉法第33条の10の引用改正を行うものです。第22条の2は、設備及び

職員の基準の特例について、新たに追加するものです。その他文言の修正を行っております。

ただいまご説明いたしました全ての条例は、附則といたしまして、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第81号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和8年4月から町立幼稚園3園がさくらんぼこども園に統合されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤 明美君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案書26ページ、新旧対照表は10ページをお開きください。

新旧対照表でご説明いたします。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和8年4月から公立幼稚園3園がさくらんぼこども園に統合されることに伴う一部改正となります。

初めに、題名ほか第2条第1項及び第2項で、施設名が「涌谷町さくらんぼこども園」「町立さくらんぼこども園」など統一されていなかったため、今回、規則も含め、全て「涌谷町立さくらんぼこども園」と表記を統一するものです。第2条第1項では、学校教育法の引用箇所の改正も行っております。

第6条は、文言修正になります。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎議案第 82 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第13、議案第82号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億8,922万2,000円を増額し、総額を86億1,638万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金におきまして、今後の見込みによりそれぞれ増減いたすものでございます。

寄附金におきましては、ふるさと納税を今後の見込みにより増額するほか、指定寄附がございましたので増額いたすものでございます。

繰入金におきましては、米価高騰に伴う米飯学校給食負担金の財源といたしましてふるさと涌谷創生基金繰入金を、町指定文化財保存事業の財源といたしまして歴史文化基金の繰入れを増額いたし、町債におきましては、地方債の見込みにより増減いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては、ふるさと納税について増額を見込むことから、同額をふるさと涌谷創生基金へ積立てするものでございます。

民生費におきましては、利用者の減少により資金不足が見込まれる老人保健施設事業会計負担金を増額いたし、保育委託料におきましては、今後の見込みにより増額いたすものでございます。

衛生費におきましては、汚染稲わら・牧草集約テント建設工事について、全て焼却及びすき込みでの処分となりましたことから減額いたすほか、医師確保対策に要する経費について、交付税の措置対象見込額が増えたことから、病院事業会計負担金を増額いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、土地改良区湧水対策事業が国、県の補助採択となりましたことから、予算の組替えをいたすものでございます。

商工費におきましては、中小企業者の経営の安定化を図るため実施しております中小企業振興資金について、融資実績等に基づき、貸付保証料補給補助金を増額いたすものでございます。

土木費におきましては、町道等の維持補修費の増額をいたし、公園管理経費におきましては、城山公園内にベ

ンチの新設を希望する寄附がございましたことから、設置工事につきまして計上いたすものでございます。

教育費におきましては、実証事業が採択となりました日本遺産魅力増進事業で、事業費が納入されるまでの一時的な貸付金を計上いたすほか、米価高騰による学校給食用米飯の差額分として米飯学校給食負担金を増額いたすものでございます。

災害復旧費におきましては、令和7年10月1日の大雨により町道等が被害を受け、復旧をするため、災害復旧事業費を計上いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明をお願いいたします。

○総務課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第82号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）につきまして、人件費からご説明いたします。

補正予算書48ページをお開き願います。

給与費明細書、まず、1、特別職でございますが、表の一番下、比較の欄をご覧ください。その他特別職の人数で5人減となっておりますが、こちらにつきましては、総合計画策定委員につきまして、委員構成の確定に伴い減員するものでございます。

その隣、報酬で115万3,000円の減額でございますが、農地利用最適化推進委員につきましては、交付金額の確定により116万3,000円の減額、また、総合計画策定委員につきましては、会議回数の増に伴い1万円を増額するものでございます。

続きまして、49ページ、2、一般職でございますが、（1）総括につきましては、正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなりますので、次のページ、50ページ、51ページをお開き願います。

まず、50ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、こちらも比較の欄でご説明いたします。

まず、上段の表、給料で784万6,000円の減額につきましては、育児休業を取得している職員に係る給料につきまして、今後の見込みにより減額するものでございます。

職員手当で125万1,000円の増額でございますが、内訳といたしまして、中段の表の扶養手当5万8,000円の減、住居手当10万1,000円の減、通勤手当18万3,000円の減につきましては、育児休業の職員に係る手当の減額でございます。時間外手当200万円の増額につきましては、今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

下段の表に参りまして、期末手当23万7,000円の減額、勤勉手当1万4,000円の減額、寒冷地手当15万6,000円の減額につきましても、育児休業の職員に係る手当の減額となります。

上段の表に戻りまして、共済費83万円の増額につきましては、標準報酬月額決定に伴い増額するもので、給与費、共済費、合わせまして合計で576万5,000円の減額となるものでございます。

次に、51ページ、イ、会計年度任用職員でございますが、報酬で237万1,000円の増額につきましては、勤務日数の増等に伴い増額するものでございます。

職員手当7万1,000円の増額につきましては、中段の表の一番右側、時間外勤務手当につきまして、今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

上段の表に戻りまして、共済費で、こちらは確定により1万6,000円の減額、給与費と共済費、合わせまして

242万6,000円の増額をお願いするものでございます。

51ページ、一番下の表、その他給与費明細に含まれない人件費につきましては、退職手当負担金で1,000円の増、児童手当で15万円の増額をお願いするものでございます。

以上で人件費の説明を終わります。

補正予算書5ページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、5ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。

1、負担行為の追加でございます。表に記載の10件の追加となります。いずれも来年度以降の事業となりますが、今年度中に事業者を選定し、令和8年4月1日から事業を行うことができるようにするものでございます。ほとんどのものが期間満了により継続するものでございますので、説明は省略させていただきますけれども、新たに追加される事業について説明させていただきます。

表2段目に記載でございます、標準化住民情報システム利用料につきましては、今年度構築しておりますシステムの利用料、回線使用料と保守料になります。

中段でございます、保育支援システム利用料につきましては、令和8年度から1園に統合いたそうとしておりますさくらんぼこども園で使用する予定のシステムで、支出は令和8年度からとなりますが、年度内に契約を締結し、システムを構築して、令和8年度当初から使用できるよう準備いたそうとするものでございます。

それから、下から二つ目のALT派遣業務委託料につきましては、これまで単年度契約でございましたが、宮城県などでも債務負担行為により事業実施しているということで、今回、債務負担行為として追加しております。

6ページをお開き願います。

第3表、地方債補正、1、地方債の変更でございます。

GIGAスクール端末更新事業につきましては、教育用タブレットセキュリティークラウド分として、限度額を補正前の340万円から430万円増額し、補正後770万円にいたそうとするものでございます。

過疎対策事業債につきましては、対象としていた温泉の第2源泉浴用ポンプ、医療福祉センターの中央監視装置事業費について、地方債の配分調整により、限度額を補正前の1億7,300万円から470万円減額し、補正後、1億6,830万円といたそうとするものでございます。

公共土木施設災害事業につきましては、補正前の420万円から、10月1日の大雨による町道等の災害復旧分の財源として120万円増額し、補正後、540万円といたそうとするものでございます。

10ページをお開きください。

歳入となります。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） それでは、歳入でございます。

14款分担金及び負担金2項2目2節①老人ホーム入所負担金13万6,000円の増額につきましては、令和7年度における入所者の収入判定の変更によるものでございます。

16款国庫支出金1項1目7節④自立支援費負担金1,707万2,000円の増額及び⑩障害児施設給付費負担金496万9,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の障害者自立支援費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1で

ございます。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2項国庫補助金2目6節⑱子どものための教育・保育給付交付金3,572万円の増額は、歳出の保育委託経費の増額に伴うものです。

終わります。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 3項1目2節④中長期在留者住居地届出等事務委託金3万8,000円の増額につきましては、交付額の確定による増額になります。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 17款県支出金1項1目2節⑦子どものための教育・保育給付費負担金592万9,000円の増額は、歳出の保育委託経費の増額に伴うものです。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 7節障害者福祉費負担金⑤自立支援費負担金853万6,000円の増額及び⑩障害児施設給付費負担金248万4,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の障害者自立支援費に対する県負担金で、負担率は4分の1でございます。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2項県補助金、12、13ページをお開きください。

2目4節①乳幼児医療費補助金25万円の増額は、歳出の子ども医療費助成金の増額に伴うものです。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 5節障害者福祉費補助金⑦心身障害者医療費補助金130万円の増額につきましては、歳出の心身障害者医療費助成金に対する県補助金で、負担率は2分の1でございます。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3目衛生費県補助金1節⑯アピアランス支援事業補助金3万円の増額につきましては、医療用ウィッグ等購入補助金となっており、一人当たり上限2万円の3人分で、県の負担が2分の1となっております。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 4目農林水産業費県補助金1節⑤水利施設管理強化事業補助金233万7,000円の増額ですが、迫川沿岸土地改良区で予定した交付決定により1,000円の増額及び水土里ビジョン策定により14万9,000円の増額に伴うもののほか、渇水高温対策特別型として218万7,000円の増額に伴うものでございます。渇水高温特別型の増額につきましては、9月議会において、単独費にて400万円の歳出をしておりましたが、補正後に国、県の補助金制度が成立し、補助金対応となったことから、歳入分を計上するものでございます。

⑯みやぎの水田農業改革支援事業補助金92万4,000円の減額ですが、事業費確定による減額です。

終わります。

○農業委員会事務局長（荒木達也君） ⑳農地利用最適化交付金190万4,000円の減につきましては、昨年の活動実績による交付金内示が減となったものです。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 8目教育費補助金1節⑨スクールサポートスタッフ配置支援事業補助金286万円の増額でございます。こちらは、補助金額の内示によるものでございます。補助額は、各学校の学級数に応じ、定額となるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 19款1項1目1節細節②ふるさと納税3,000万円の増額につきましては、9月会議におきましても増額させていただき、歳入総額を1億円と見込んでおったところでございます。11月末時点で寄附額が1億2,000万円を超えてまいりましたので、3度目となりますけれども、3,000万円の増額を計上させていただき、歳入総額を1億3,000万円と見込むものでございます。

今年は返礼品の米に対する人気がほとんどでございますので、来年度以降は米に需要があるとは限らないと危惧しておるところでございます。そのため、返礼品の種類を増やす必要があるかと考えております。先日、全員協議会でご説明させていただきました電気の返礼品につきましても新年から開始したいと考えておまして、また、鳥肉の返礼につきましても事業者をお願いしているところで、それ以外につきましても返礼品のラインナップを増やしていく必要があると考えておるところでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 続いて、2目1節①指定寄附金56万円の増額でございますが、56万円のうち、50万円につきましては、町外在住の方から城山公園のベンチ設置費用としましてご寄附いただいたものでございます。残りの6万円につきましては、9月に解散いたしました涌谷町HAMクラブ様から、防災行政の一助としてご寄附をいただいたものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） ②教育費寄附金5万円の増額でございます。こちらは、パークゴルフ協力金といたしましてご寄附いただいたものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 20款2項1目1節細節①財政調整基金繰入金7,194万5,000円につきましては、財源調整のための繰入れとなります。本予算可決後の財政調整基金残高につきましては、13億9,191万5,000円となるものでございます。

3目1節細節①ふるさと涌谷創生基金繰入金167万7,000円につきましては、米価高騰による学校給食用米飯の差額分に係る米飯学校給食負担金の財源として繰り入れるものでございまして、本予算可決後の基金残高につきましては、6億769万2,000円となるものでございます。

次のページをお開きください。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 17目1節①歴史文化基金繰入金38万7,000円の増額につきましては、文化財保存事業費補助金として基金から一般会計への繰入れをし、充当するものでございます。本議案可決後の基金残額は1,481万5,000円となります。事業の詳細は、歳出の文化財保護経費にてご説明します。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 22目1節細節①公共施設等総合管理基金繰入金82万5,000円の減額につ

きましては、医療福祉センターの健康福祉棟屋上防水改修工事完了による財源の減額となります。本予算可決後の基金残高は5億8,941万9,000円となるものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 22款諸収入3項5目2節文化財保護貸付金元利収入②日本遺産推進協議会貸付金返還金297万円の増額につきましては、文化庁の実証事業として採択となりました日本遺産魅力増進事業で、委託事業費が納入されるまでの一時的な貸付金の返還金として計上するものです。事業の詳細は、歳出の日本遺産事業経費にてご説明します。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 5項雑入5目1節⑤市町村職員研修受講費助成金15万円の増額でございますが、町で開催する職員研修に対し、宮城県市町村共済組合から助成を受けるものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ⑮中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金81万6,000円の増額ですが、令和6年度下期分、令和7年上期分の確定による増額となるものです。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 3節⑯児童手当精算交付金から、⑳子どものための教育・保育給付交付金及び、1つ飛びまして、㉓出産・子育て応援交付金精算金は、それぞれ令和6年度事業の精算に伴う追加交付により増額となるものです。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） ㉔新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金精算交付金23万5,000円の増額につきましては、令和6年度分の精算に伴う追加交付になります。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 6目弁償金1節⑤学校給食停止弁償金7万7,000円の増額でございます。こちらは、10月22日に給食で提供する予定であったワカメご飯のもとに鉄粉が購入した可能性があるとの連絡を受けたことにより、児童生徒の安全面を考慮し、ワカメご飯を全て破棄する判断をいたしました。後日、納入業者により経緯などの聴き取りを行ったところ、前日には異物混入疑いの事実を把握しており、連絡の遅延が原因でワカメご飯を破棄する事態になったことが判明いたしましたことから、納入業者に対し、破棄したことによる損害額相当額を請求することとなったものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 23款1項町債となります。

次のページをお開きください。

ここらにつきましては、地方債、第3表で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 続いて、歳出となります。

18ページをお開き願います。

1 款議会費につきましては、人件費のみとなりますので、説明を省略させていただきます。

2 款総務費 1 項 1 目細目 2 一般管理経費12節①委託料、給与電算処理業務委託料30万8,000円の増額につきましては、処理業務の増加等により増額をお願いするものでございます。

次の作文試験審査委託料 1 万円の増額につきましては、職員採用試験の作文試験における審査委託料となりますが、今年度から実施いたしました社会人経験者採用試験で見込みを上回る受験者数となりましたことから、増額をお願いするものでございます。

次の訴訟委託料22万円の増額でございますが、こちらは令和 6 年 9 月に、町税の差押えをめぐり、町長及び職員 4 名に対して提訴され、仙台高等裁判所に控訴されておりました損害賠償請求事件につきまして、仙台高等裁判所から控訴を棄却する旨の判決が下され、結審しましたことから、顧問弁護士への委託料について措置いたすものでございます。

次に、細目 3 職員研修経費12節委託料、職員研修委託料30万円の増額でございますが、来年、令和 8 年 2 月に、外部講師を招き、ハラスメント研修を開催するための委託料について増額をお願いするものでございます。昨年度もハラスメント研修を開催しておりますが、今年度は10月に職員を対象とした実態調査を行いましたことから、調査結果を盛り込んだ形での研修を開催する予定としております。なお、委託料30万円に対し、2分の1の15万円が市町村共済組合から助成されるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 20ページ、21ページをお開き願います。

細目 5 ふるさと納税事業経費11節役務費83万円の増額と12節委託料83万円の減額につきましては、ふるさと納税の増額に伴う経費の組替えをお願いするものでございまして、委託料を減額し、通信運搬費、手数料を増額いたそうとするものでございます。

終わります。

○会計管理者兼会計課長（久道正恵君） 3 目会計管理費細目 1 会計事務経費11節役務費②手数料の70万円の減額につきましては、公金の振込手数料について、指定金融機関宛て支払いを行うもので、今後の振込件数の見込みにより減額するものです。

12節①委託料の40万円の増額については、公金収納トータルサービスに係るコンビニ収納の従量分の料金改定及び取扱件数の増加により増額を行うものです。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 4 目細目 2 庁舎管理経費10節需用費⑥修繕料60万円の増額でございますが、本庁舎の正面玄関から 2 階に上がる階段につきまして、シーートの破損及び剥がれが多いことから、張り替えの修繕を行うため増額をお願いするものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 5 目細目 1、12節細節①委託料、商品ロゴデザイン業務委託料 1 万 5,000円につきましては、黄金大使がプロデュースする「稀世」に替わる日本酒のロゴデザインを作成していただくための委託料となります。

細目3、24節①積立金、ふるさと涌谷創生基金積立金3,000万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました増額となったふるさと納税を積み立てるものでございます。本予算可決後の基金残高につきましては、6億769万2,000円となるものでございます。

細目5 総合計画策定経費の1節報酬1万円の増額と、8節旅費細節①費用弁償と細節②普通旅費を合わせた3万6,000円の増額につきましては、総合計画策定審議会において、委員からの提案で専門分野における分科会を実施し議論を深めたいという申出から、分科会開催に係る費用の追加をお願いするものでございます。

細目12わくや万葉の里施設経費でございます。

次のページをお開きください。

10節細節⑥修繕料60万5,000円につきましては、天平ろまん館の通路誘導灯について、消防点検で指摘があったことから修繕いたそうとするものでございます。

17節①備品購入費、施設用備品購入費29万8,000円につきましては、砂金取り施設において、冬季間利用していただく際には給湯器で水を温めて砂金取りをしていただいておりますが、この給湯器が故障したことから、買い換える費用を計上させていただくものでございます。

細目13、10節細節⑥修繕料57万1,000円につきましては、天平の湯において、先ほどと同様に消防点検で指摘があったことから誘導灯の修繕をいたそうとするものと、空調ダクトの保温材の修繕をいたそうとするものでございます。

11節②手数料211万2,000円の増額につきましては、空調チラー定期点検と自動制御装置保守点検を実施するための費用となります。空調チラーの点検につきましては、設備の不具合があった際に、本来3年に1度点検が必要なものについて、導入後点検を実施していなかったことが分かりましたので、今回計上させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 8目細目1交通安全対策経費11節役務費から26節公課費までの12万1,000円でございますが、こちらは公用車の車検に要する費用について増額をお願いするものでございます。本来、当初予算に計上すべきものでございましたが、失念しておりました。今後、このようなことのないよう、十分に気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。

終わります。

○税務課長（木村 治君） 2項細目1賦課事務経費22節①償還金20万円の増額につきましては、町税過誤納還付金の年度末までの見込みにより増額を行うものでございます。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 24ページ、25ページをお願いいたします。

3款民生費になります。1項1目細目2社会福祉事務経費につきましては、第7期涌谷町地域福祉計画の策定に係る経費を計上するものでございます。アンケート調査の回答方法をウェブ併用としたことにより費用の縮減が図られたため、11節役務費①通信運搬費16万2,000円を減額し、1節報酬⑩会計年度任用職員報酬から10節需用費②消耗品費までへ予算配分を見直し、業務推進を図るものです。なお、財源は人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金を活用するものでございます。

3目老人福祉費細目1在宅老人福祉経費19節扶助費①紙おむつ等支給費10万9,000円の増額につきましては、要介護度の変更や新規申請の増に伴うものでございます。

細目4老人保護措置経費12節委託料①老人保護措置委託料263万5,000円の増額につきましては、4月に遡り、老人保護措置費単価の改定及び障害者等加算対象者の増加に伴うものでございます。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 26ページ、27ページをお開きください。

細目5介護保険対策経費27節①繰出金64万5,000円の増額につきましては、介護給付費の増減は今後の見込みによるもの、職員給与費、事務費及びその他地域支援事業費につきましては、職員人件費及び事務費の増減となります。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 細目6介護サービス事業費18の③その他負担金、老人保健施設事業会計負担金1,369万7,000円につきましては、資金不足に伴う対応のほか、基礎年金拠出金や児童手当に要する経費への負担金として増額するものでございます。資金不足の要因としましては、利用者数の減少などに伴うものでございます。説明について、老人保健施設事業会計のほうでもいたしたいと考えております。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 4目障害者福祉費細目1在宅障害者福祉費19節扶助費①心身障害者医療費助成金260万円の増額につきましては、入院による医療費の増額等によるものでございます。

細目6障害者自立支援費19節扶助費①自立支援給付費4,408万6,000円の増額は、サービス利用者数及び一人当たりの費用の増加によるものでございますが、特に障害者の日常生活を支える生活介護や就労継続支援B型の利用が増えていることによるものです。

障害児施設給付費994万円の増額につきましては、放課後等デイサービスにおける一人当たりの利用日数の増加等によるものでございます。

細目7地域生活支援費12節①訪問入浴サービス事業委託料251万円及び、1節飛びまして、19節扶助費①日常生活用具給付費60万円の増額につきましては、利用者の増加などから年度末までの見込みに基づき増額するものでございます。

また、18節④補助交付金、障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業補助金10万円の増額につきましては、障害者の社会参加を促進することを目的とし、費用の一部を補助するもので、当初予算で計上した10万円は既に運転免許取得費の補助として6月に交付済みでございますが、今回新規申請があったことから、1件10万円を追加計上するものでございます。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2項児童福祉費1目細目3児童手当支給経費22節償還金につきましては、令和6年度児童手当交付金及び令和6年度制度改正に伴う児童手当システム改修費の返還で、56万3,000円の増額となるものです。

28、29ページをお開きください。

細目4保育委託経費12節委託料の増額につきましては、保育委託料の10月までの実績に基づく3月までの見込

み及び今後改定される公定価格の増額分を見込んで、4,884万5,000円の増額をお願いするものです。

細目5 子ども医療費支給経費19節扶助費200万円は、インフルエンザ等感染症の勢いが止まらず、また今後も増加することが懸念され、3月までに不足が見込まれることから増額いたすものです。

細目7 子育て支援経費22節償還金につきましては、令和6年度分の子ども・子育て支援交付金及び保育委託料に対する国、県からの交付金の精算返還分として、合わせて800万2,000円の増額をお願いいたすものです。

5目細目2 放課後児童クラブ運営事業費10節⑥修繕料につきましては、杉の子児童クラブの電動水抜栓に不具合があり、修繕のため5万9,000円、12節委託料は、わくわくスマイル児童クラブに設置されていた洗濯機が使用不能となり、廃棄するため1万円、それぞれ増額をお願いするものです。

6目細目3 こども園経費10節⑥修繕料は、点検で作動不良の指摘があった自動火災報知機の修繕及び遊具定期点検で修繕が必要な異常ありと判断された4連ブランコつり座の修繕をいたすもので、合わせて33万6,000円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般会計補正予算の説明を求めます。

健康課長から順次説明をお願いいたします。

○健康課長（徳山裕行君） 30、31ページをお開きください。

4款衛生費1項1目細目2 保健衛生事務経費18節④医療用ウィッグ等購入助成金6万円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、1人2万円を上限としまして3人分を増額するものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 5目放射能汚染廃棄物対策費細目1、14節①汚染稲わら・牧草集約テント建設工事366万7,000円の減額ですが、当初予算では当町の処理方法を、大崎広域への混焼、すき込み、県外での処理により一部8,000ベクレル以上があった場合の対応として集約テントを予定しておりましたが、建設不要となったため減額するものです。

終わります。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 2項1目細目1 塵芥処理経費18節②一部事務組合負担金74万4,000円の増額につきましては、大崎地域広域行政事務組合の負担金額の確定によるものです。

続きまして、2目細目1 し尿処理経費18節②一部事務組合負担金1万1,000円の減額につきましても、大崎地域広域行政事務組合の負担金額の確定によるものです。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 4項1目細目2医療福祉センター管理経費14の①工事請負費、健康福祉棟事務室屋上防水改修工事82万5,000円の減額は、契約差金でございます。

32ページ、33ページをお開きください。

2目細目1研修館健康パーク運営経費12の①委託料、支障木伐採業務委託料32万7,000円ですが、健康パーク内の倒木の危険がある支障木を伐採するものです。

3目細目1病院対策経費18の③その他負担金、病院事業会計負担金2,028万1,000円は、繰出基準額の確定に伴うもので、医師などの派遣委託料への算定分を含めた措置でございます。

4目細目1訪問看護ステーション対策経費18の③訪問看護ステーション事業会計負担金118万円は、基礎年金拠出金分ですが、当初の人数計算を誤っておりました。申し訳ございませんでした。

終わります。

○農業委員会事務局長（荒木達也君） 6款農林水産業費1項1目細目1委員会運営経費1節報酬②委員報酬116万3,000円の減につきましては、歳入で説明いたしました交付金の内示に伴い減額するものです。今回減額する報酬につきましては、昨年の委員の活動成果分として、年度末に報酬に上乘せ分として支給されるものであります。毎月の報酬には影響はありません。

続きまして、細目2事務局経費4節共済費1万6,000円の減につきましては、会計年度任用職員の共済費を6月補正で計上いたしまして見込んでおりましたが、今年度は必要ないことから減額いたしまして、交付金が財源となっているため、5節中間管理事業事務経費の消耗品費1万6,000円に組替えをするものです。

細目2事務局経費に戻りまして、10節需用費②消耗品費18万6,000円の減、11節役務費②農家台帳システム保守管理料11万円及び電子複写機保守管理手数料10万8,000円の減につきましても、前述の交付金内示に伴い減額するものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 34ページ、35ページをお開きください。

3目細目1農業振興対策事業費10節②消耗品費50万円の増額ですが、熊スプレー購入経費になります。利用予定箇所は、公立の中学校、小学校、幼稚園等に各1本ずつ、かつ、通報後の現場用とするものでございます。

4目細目1畜産振興事業費11節②ローダー点検手数料3万6,000円の増額ですが、点検前に修理が必要であったため、既決予算により対応したため不足額を増額するものでございます。

5目細目2農地整備事業経費10節②消耗品費、12節①委託料、2万1,000円の増減につきましては、農業経営高度化支援事業に伴う予算の組替えになります。

18節③負担金、土地改良施設機能診断事業負担金150万円の増額ですが、北沢第2排水機場の県事業に伴うガイドライン分、30%分の負担金となります。

水利施設等整備事業負担金141万4,000円の増額ですが、猪岡短台地区、大谷地機場の整備事業に伴うガイドライン、13%分の負担となります。

農業用水確保応急対策事業負担金27万3,000円の増額ですが、9月単独で予定しておりました渇水対策の県事業の改良区負担分を負担金として計上するものです。

④補助交付金、水利施設管理強化事業費補助金311万5,000円の増額ですが、迫川沿岸土地改良区の水土里ビジ

ョン策定により19万9,000円の増額と、9月単独で予定しておりました渇水対策の国事業に係る補助金291万6,000円の増額となるものでございます。これにより、9月補正をしておりました渇水対策事業400万円の単独事業は総事業費は350万円となり、国、県の補助金は、250万円の補助金と町単独分100万円の事業となるものでございます。

細目3 農業用排水路整備事業費18節③土地改良区渇水対策事業負担金400万円の減額は、上記で説明しました、細目2でご説明しました渇水対策事業に組み替えたことによる皆減となるものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 8目細目1 農村環境改善センター運営経費です。

36ページ、37ページをお開きください。

10節⑥修繕料11万円の増額につきましては、点検により施設避難口誘導灯に不良が見つかったことから、これを修繕するものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 17目細目1 水田農業構造改革対策事業経費18節④補助交付金、みやぎの水田農業改革支援事業補助金92万4,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

7款商工費になります。2目細目1 商工業振興対策経費18節④中小企業振興資金貸付保証料補給補助金201万2,000円の増額ですが、令和7年上期分の保証料額の確定により増額するものです。

終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 8款土木費になります。2項2目細目1、10節需用費8万3,000円でございますが、38ページ、39ページをお願いいたします。

②消耗品費で8万3,000円の増額となりますが、側溝蓋等を購入するものになります。

13節①使用料及び賃借料50万円の増額ですが、春先にかけて未舗装道路の補修用に、グレーダー等の借上料となるものでございます。

15節①原材料費27万4,000円の増額でございますが、同じく未舗装道路の補修用の砕石材等となるものでございます。

続きまして、3目細目1、12節①委託料20万円の増額でございますが、太田字舟ヶ沢地内におきまして、県で実施している主要地方道河南築館線道路改良事業に併せ、隣接する町道産仮小屋線に排水路を整備するため、一部民有地の用地買収が必要となることから、用地測量を行うものでございます。

次に、3項2目細目1、10節②消耗品費24万5,000円の増額は、中央公園のパーゴラの支柱部材が遊具点検において破損しているとの指摘を受けたために、材料を購入し修理をしようとするものでございます。

また、⑥修繕料24万7,000円の増額につきましても、遊具点検時に中央公園の複合遊具でネットの交換が必要との指摘を受けたために修理を行うものでございます。

14節①工事請負費50万円の増額は、歳入におきまして総務課長から、指定寄附を受けたとの説明をいただきましたが、それを財源として、寄附者様からの意向により城山公園資料館付近にベンチを2台設置するものでございます。

続いて、4項1目細目1、12節①委託料80万円の増額は、9月会議におきまして、住宅明渡しの判決が出てい

る入居者についての強制執行退去業務の着手金の予算をお認めいただいておりますが、この入居者が期限までに自主的な退去を行わなかったため、弁護士に強制執行の手続を委任いたしております。そのことから、今後見込まれる全般的な費用をお願いするものでございます。なお、引き続き、手続が執行されるまでの間、自主的な退去を求めてまいりたいと考えております。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 9款消防費1項5目細目2災害対策経費10節需用費②消耗品費6万円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしました。涌谷町HAMクラブ様からの寄附金を活用し、備蓄品などの災害対策用消耗品を購入しようとするものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 40ページ、41ページをご覧ください。

10款教育費2項1目細目2小学校管理経費11節②手数料30万円の増額でございます。昨日行った樹木点検にて、月将館小学校地内にあるプラタナスの木の中ほどに空洞が見つかり、倒木の危険もあるとの指摘を受けたことから、剪定により倒木となるのを防ごうとするものでございます。

12節①委託料55万円の増額でございます。こちらは、遊具点検の際、涌谷第一小学校の正面側にある滑り台に面した砂場を取り囲む縁石が、滑り台を使用した際、転倒し、けがをするおそれがある、大変危険であるとの指摘を受けたことから、砂場の縁石撤去を行おうとするものでございます。

26節①公課費9,000円の増額ですが、こちらは当初予算で軽トラックの車検費用を計上いたしましたが、一部、重量税の計上が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、3項中学校費1目細目2中学校管理経費10節④印刷製本費4万9,000円の増額でございます。こちらは、中学校の卒業証書の印刷代について増額するものでございます。

細目3外国青年招致事業経費11節③保険料4,000円の減額及び、42ページ、43ページをお開きください、13節①使用料及び賃借料37万6,000円の減額でございます。こちらは両方とも、本年8月に3泊4日で実施いたしましたイングリッシュキャンプ事業の終了により、参加者の保険料及び宿泊施設等の額が確定したことから減額いたすものでございます。

続きまして、4項幼稚園費1目細目2幼稚園管理経費12節①委託料9万9,000円の増額でございます。こちらは、県道と町道に面した丁字路に設置されている、ののだけ幼稚園への案内看板を撤去しようとするものでございます。ちなみに、その他二つの幼稚園に案内看板はございません。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 5項2目細目2公民館運営経費10節②消耗品費12万6,000円の増額につきましては、施設内に設置する消火器12本の有効期限が切れることから更新するものです。本来は当初予算で計上すべきところでしたが、確認が遅れてしまい、申し訳ございませんでした。

11節②手数料、電子複写機保守管理手数料3万円の増額につきましては、今後の見込みにより増額をお願いするものです。

44ページ、45ページをお開きください。

12節①委託料37万8,000円の減額につきましては、機械警備業務及び公民館清掃業務の契約差金につきまして

減額するものです。

17節①備品購入費、事業用備品購入費 1万6,000円の増額につきましては、事業記録用として使用していたデジタルカメラが故障したことから購入するものです。

3目細目1文化財保護経費8節②普通旅費10万円の増額につきましては、来年1月に公民館及び涌谷中学校での文化財講演会を開催したく、講師旅費として計上するものです。講師は、涌谷町出身で、京都大学大学院特任准教授として古代文明社会研究の第一線で活躍されております、小茄子川 歩先生を予定しております。

10節⑥修繕料5万5,000円の増額につきましては、町指定文化財佐々木家住宅の自動火災報知設備の感知器が1台故障したため、修繕するものです。

11節①通信運搬費6,000円の増額につきましては、佐々木家住宅機械警備に係るインターネット回線料金の今後の見込みにより計上するものです。

18節④補助交付金、文化財保存事業費補助金38万7,000円の増額につきましては、町指定文化財土井家坊舎の畳入替え事業を実施するもので、涌谷町文化財補助金交付要綱に基づき、事業経費の2分の1を交付するものです。

細目5日本遺産事業経費20節①貸付金、日本遺産推進協議会運営費貸付金297万円の増額につきましては、文化庁の実証事業として採択となりました日本遺産魅力増進事業の実施に当たり、委託事業費が納入されるまでの一時的な貸付金として計上するものです。受託事業は、食や酒と掛け合わせた旅行商品の造成、既存コンテンツの高付加価値化、インバウンド販路開拓整備の3業務を実施するもので、最終的な事業経費は全額、文化庁が委託している日本遺産魅力増進発信事業事務局より納付となるものです。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。

6項1目細目2保健体育事務経費18節②補助交付金、全国大会等出場補助金24万円の増額ですが、空手道、軟式野球などで全国大会や海外の遠征大会に出場された方が延べ8名いらっしゃいましたので、要綱に基づき交付するものです。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 2目給食センター運営費細目2給食センター運営経費10節⑥修繕料57万円の増額でございます。こちらは、給食センターにあります揚げ物機の油をろ過する部分のホースに亀裂が生じ、油漏れが発生していることなどから、早急に修理を行おうとするものでございます。

18節③その他負担金164万8,000円の増額でございます。こちらは、学校給食で提供している米飯の卸先である学校給食会から、掛かり増し経費として、例年、米代の差額の支払いを求められ、当初予算しておるところでございますが、今年度は今までにない米価高騰のあおりを受け、昨日、緊急の説明会が開催され、当該額の請求があったものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 3目細目1体育施設管理経費10節⑥修繕料6万3,000円の増額につきましては、勤労福祉センターの自動火災報知設備の感知器1台が故障したため修繕するものです。

終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 11款災害復旧費になります。2項1目細目1、14節工事請負費120万円の増額になり

ますが、10月1日に発生した集中的な降雨で被災した町道3路線の復旧工事を行うものでございます。一部既決予算を活用いたしますが、不足が見込まれる額をお願いするものでございます。

以上で、令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、5ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 4ページの町民バスの運行等の地域公共交通業務委託料の件でございます。

説明は、継続事業ということで、なかったわけですが、町民バスの運行等ということは、町民バスの運行のほかに何か委託するかどうか、その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 来週また、公共交通会議が開催されるわけですが、今考えておりますのは、バスの運行が少ない路線について、一部廃止し、デマンドをやってみたいということで、そちらも実施するためのこういう表記にしております。一応、路線といたしましては、箕岳山線と、それからあと成沢を通るルートについて、デマンド化をしたいということで考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、町民バスとデマンドの経費を計上というか、契約の予算だということでしょうか。そのように理解いたしますが、公共交通会議がまた開かれるということであれば、ちょっと私、気になっているのがもう1点ありまして、通学用のパスポート専用バスの業務委託が教育委員会にあるわけですが、これと町民バスとを併せて検討するような内容を前にも聞いたことがあって、スクールバスも併せてそのようなことを聞いていたんですけれども、その辺の話とか検討とかは可能なのか。

もう一つは、通学用のパスポートの専用バスの債務負担行為も併せて、どうせならやる、やったほうがいいのかと思うんですけれども、そういう検討も必要なのではないかなと思うんですが、令和8年度からの事業なのでちょっと期間はあるので、その辺の検討する余地はあるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず、公共交通会議において、そのバスの検討なんですけれども、検討はまだ、公共交通会議としてはまだやっていないんですけれども、教育総務課と相談した中では混乗による子供の安全に不安が残るということで、あともう1点が、公共交通会議において、その混乗についての議論はまだしていませんけれども、関わる方というか、研修会とかでお話伺うと、スクールバスと町民バスについては性質の違うものですので、目的が違うものを一緒にするというのは推奨しないと研修会等でもお話がございましたので、現時点では混乗については検討しておりません。例えば、乗ったとしても利用者が不便を感じるん

じゃないかというところで、来年度については、検討しつつ、これまでどおりといいますか、一部デマンド化した町民バスで運行しようと考えております。

ただし、バスの運転手不足というのも、今、叫ばれてきていますので、そういった状況から、せざるを得ない場合も出てくるのかなというのは考えておかなければいけないと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと、私言っているのは、特に混乗とかそういうことも当然検討して、結論が出たらそれでスタートでよろしいと思いますが、ただ一つ、通学用のパスポート専用バスは単年度ごとの予算計上のような仕方しているので、前、町民バスは年数を重ねると単価が、単価というか契約金額が安くなるので債務負担行為で行うんだというような説明を受けたので、どうせならこちらの通学用のパスポートの委託のほうも債務負担行為を起こして契約したらいいんじゃないのかなという質問が1点と、ただ、今言われたように、通学用のパスポートをスクールバスで拾えるのであればそれも検討したらいいのかなという思いもするわけで、その辺をきちっと検討して、まだ予算議会は、開催する、当初予算の前に予定はあるようですので、その辺までに検討なされればいいのかなということを知りたかったんです。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 失礼いたしました。

パスポート便につきましては、町民バスと同じ業者になったほうが好ましいということで単年度契約にしておりまして、年度が変わる際に事業者が替わった場合には、その事業者の特命随契でお願いしたほうが運行管理しやすいということもございますので、そして春休み期間中でもございますので、4月の当初というのは、その期間中に随意契約すれば間に合うという判断で債務負担としては行っていない状況でございます。よろしいでしょうか。（「スクールバスで拾う検討は」の声あり）

スクールバスというのは、今のパスポート便走っているところはスクールバス走っておりませんので、あくまでも町民バスの路線ということでございますので、そちらは、今後検討は必要かもしれませんが、今のところは考えておりません。

○議長（大泉 治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、6ページ、第3表、地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 歳入に入ります。

歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。

10ページ、14款分担金及び負担金から15ページ、22款諸収入までについて質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入に入ります。

質疑者は、ページ番号と款項目を述べて質問してください。

歳出は、款項を追っての質疑となりますので、よろしく申し上げます。

18ページから23ページまで、2款総務費1項総務管理費。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 20、21ページの企画費ですが、金額は低いんですが、総合計画の策定委員の旅費のほうで、専門家の分科会のほうで研修をしたいという申出があったということですが、どのような専門的なことに興味を持たれて研修するのか、内容を教えていただければと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 研修と申し上げましたが、ちょっと間違いでして、研修ではなく分科会に分かれて議論をしていただいたということです。委員の方が二十数名いらっしゃいますので、その方々によって、農業分野であったり、教育分野であったり、そういった分野、3つのグループに分けたんですけれども、そこで自分の思っていることを発表するに当たって人数があまり多いと話がまとまらないということもありまして、そういった分科会を開いてほしいというお話がありましたので、それぞれの分科会をやって、やったのがこの間でした。

○議長（大泉 治君） ほかに。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

私も、20ページ、21ページ、企画費の中の委託料、商品ロゴデザイン業務委託料、金額は1万5,000円なんですけれども、こちら、先ほど課長の答弁に「稀世」に替わる日本酒のロゴデザインとございましたが、「稀世」はおやめになって、新しい日本酒を造られるとといったことなんですか。お聞きします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 今年度まで販売させていただいておりました「稀世」につきましては、石巻の平孝酒造さんのほうで造っていただいているんですけれども、それについては平孝さんのお申出で昨年産のもので終わりということから、今、新しい事業者さんをお願いしております。

ですので、もう「稀世」は終わりです。「稀世」は終わって、新たに黄金大使がプロデュースする新しいお酒というのを今造っておりますので、名前もパッケージ等も新しくするという意味で、新しいロゴデザインを考えていただく費用となります。

終わります。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 「稀世」も非常に評価が高いお酒であったかと思えます。私も飲ませていただいて、非常においしかったなというイメージがありました。それに替わるとなると、やはりブランドイメージ、ブランドロゴ、こういったものはやはり商品を新しく打ち出す上では非常に重要なポイントになってくるかと思えますので、そこをしっかりと精査をしていただいて、「稀世」に替わる、本当にまた世の中に広く認知されるようなお酒のロゴデザインをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 昨年もだったんですけれども、「稀世」ができたときにお披露目会ということで黄金大使のファンの皆さんを招いたイベントを行ったわけなんですけれども、その際に平孝さんは今回で終わりという、ご苦労さまというお話をさせていただいたんですけれども、今後もそういったことができるか、まだ予算要求も、当初予算もできていない中ではございますけれども、広く好んでもらえるようなお酒

になるよう、PR等もしっかりしていきたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） ぜひお願いしたいところであります。

関連という形で、もし差し支えなければ教えていただきたいんですが、黄金大使の方が替わるといったことはないということでしょうか。

というのは、やはり黄金大使の方がいることにより、お披露目会にも先ほど課長がおっしゃったファンの方々が日々訪れる、また、交流人口の創出に非常に活躍なされたのではないかとというふうにも考えますが、その辺含めて教えてください。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 黄金大使が替わる予定はございません。

○議長（大泉 治君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 20、21ページのふるさと納税の事務手数料、これは歳入で聞いてもよかったんだけど、たしか、ふるさと納税の実績が1億2,000万何がしという説明、先ほどいただいたんですが、今12月、まだ11日なのでもう少しくじじゃないかなと私は思うんですけども、もう少し膨らました予算は立てられなかったんでしょうか。少し弱気じゃないですか。どうなんですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ありがとうございます。思い切ってもっと上げればよかったのかもしれませんが、ふるさと納税のピークというのが12月なんです、来年の申告等も控えているということで、そんなことから、今、11月末で1億2,000万円を超えてまいりましたので、ピークが12月だろうと、それ以降はあまり伸びがないんじゃないかということで、今回は3,000万円という金額にさせていただきました。

以上です。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 確かに、この時期で、次の申告に間に合うようにということでふるさと納税なさる方もいらっしゃるんですけども、それにしてもやはり、これは補正予算に入れたのがいつの時期だか分からないけれども、その時点での判断でこうなったのかもしれないんだけど、もう少しやっぱり、でも欲しかったなというか、残念だなと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 歳出につきましては、1億5,000万円まで大丈夫なことで予算措置はこれまでの議会ですべてさせていただいておりますので、歳入も1億5,000万円にしてしまうと歳入欠陥等も考えられますので、今ちょっと控え目な金額にさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

22ページから23ページまで、2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから27ページまで、3款民生費1項社会福祉費。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

民生費の27ページ、18節④の障害者自動運転免許取得・自動車改造助成ですけれども、これは自動車、普通自動車を改造して障害ある方が運転できるようにすると思うんですけれども、全体の経費としては幾らぐらいかかるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） お答えいたします。

この補助金でございますが、涌谷町自動車運転免許取得費補助金交付要綱と、それからもう一つが自動車改造費補助金交付要綱と、二つの要綱を基に、基準にやっております補助金でございます。その改造費については、個人の障害に合わせた改造費になりますので、お幾らというところはお話できないところです。

ただ、今回、令和7年度におきまして既に6月で交付済みといったところにつきましては、運転免許の取得に係る補助でして、こちらは30万円ほどかかっていた方に対して10万円の補助をいたしております。

その方は知的障害の方でございましたが、今回新規でお申込みいただきました方は身体障害者の方で、そちらの方もこれからの免許取得ということで申請いただいております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 当町は交通の便もなかなか悪いわけですし、障害を持った方が外へ飛び出すというか、そういう免許を取得して、車を改造して外に出るというのは誠にいいことだと思うんです。この辺の要望に対してもうちょっと、今後、補助率を上げるつもりはあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 内容といたしまして、上限を10万円としているところと、あと補助対象経費に3分の2を乗じた額以内としというところと、上限が10万円ですね。現行では見直しというところはちょっと考えていないところでございますが、たまたま、今回申請いただいて6月に交付した方、助成した方も18歳の社会参加に向けての申請でございましたし、今回の方もお若い方で、社会に向けての参加を目の前にした方でしたので、今後につきましても、障害のある方の特性に合わせた補助というところで考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤です。

今後、障害を持った方でも、自由に外へ飛び出せるような環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

26ページから29ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 30ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） ページ数、30ページ、31ページですけれども、放射能汚染廃棄物対策経費、処理加速化事業だと思ふんですけれども、今回減額と。物がね、8,000ベクレル以上のものが減衰したのが、結局対象となるものがない、なかったということで全減額というふうになりましたけれども、そのほかの、当初予算ではこの事業、令和9年3月までの事業で、400未満の牧草はすき込みということで、その400ベクレル以下のものがどこに、今どちらにあるのか。今焼却しているのは、多分、クリーンセンターの敷地内にあるのかなと思ふんですけれども、すき込みに関してはどうなっているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

すき込みにつきましては、今年度で終了をしております。現在、実績としては上がっておりませんが、すき込みに関しては農地のほうに還元、すき込みを実施しました。その後、今、播種作業の準備をしております。汚染の牧草につきましては、もう既に現地にはないというような状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そうすると、すき込みというのは、令和9年3月を待たずして、もう物がないということよろしいのか。当初予算だと、今回の令和7年度の当初予算の説明のときは、令和9年度の牧草233.3トンということですき込みを行うという事業予定でしたけれども、そうすると来年度待たずして、物はもう、事業としてなくなるという見込みでよろしいのか。

そしてまた、焼却しているものはクリーンセンターのところで、比較的高いとなかなか、量も0.5トンで1日限度がありますけれども、今の涌谷町が焼却しているのはどの程度のものがあるのかと。この2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

まず、すき込みにつきましては、令和9年まで予定しておりましたが、今年度で終了という形で考えておりますので、終了という形で認識していただいて結構でございます。

また、混焼のほうにつきましては、どのレベルといたしますと、約、まあ、ばらばらといたしますか、400から8,000以内、全ての範囲でまだございます。かつ、現在のところ、来年度、令和8年度で混焼のほうは終了する見込みとして、今現在のところ、調整をしているところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

同じく30ページから31ページまで、2項清掃費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく30ページから33ページまで、4項医療福祉センター費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

32ページ、33ページにわたりましたの2目研修館健康パーク費の中の委託料ですね、支障木伐採委託料でございますけれども、こちら、たしか6月議会の上でも同じように支障木の伐採に伴う業務委託料というものが計上されていたかと思えます。

同じような箇所なのであれば、本来、業者さんに頼む上でも1度で済むはずのところ、このように2度目の計上ということで、半年足らずで支障木がまた新たに発生するといったことは考えられませんので、前回のときにもし、もうちょっとしっかりと剪定するなり見るなりしておけば、この2回目ということはなかったんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲） お答えいたします。

前回の分については、3本の支障木を処理しておりますが、ご承知のとおり、パークの管理をしております業者につきましては専門に伐採とかそういったことをしている業者ではないものですから、その辺についてはちょっと注意しながら管理させたいというふうに思っております。

今回は、倒木の危険がある支障木ということで、柳を10本処理するというふうなことになっております。今後、管理、なお一層努めさせたいというふうに考えます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 管理をしていただいている方に関しては、確かに専門的知識がないということは否めないかと思えます。ですけれども、伐採、こういった処理に当たっていただく造園業者さん、こちらは専門家だと思いますので、以前お越しいただいた際に、ほかにはないかということを見ていただくことによってこのような、2度、3度ということが減るかと思えますので、ちりも積もれば山となってしまいます。こういった経費を少しでも圧縮することが健全財政につながっていくと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲） 今後、十分注意して管理いたしたいと思えます。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

32ページから37ページまで、6款農林水産業費1項農業費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

34ページ、35ページにわたりましたの3目農業振興費の中で農業振興対策事業費、こちらの消耗品といたしまして熊スプレーをご購入されたということでございますけれども、こちら、確かに必要なものです。そして、テレビ、新聞の報道で見ますと、この熊スプレーがどこにもないという、購入できないというような自治体もあったようで、類似品の偽物まで出ているような状況であったかと思えます。この辺はしっかりと、国産のど

ういったメーカーを購入されたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

まだ予算が可決になっていないので購入はしておりませんが、現時点のところできちっとしたもの、国産のもので使いやすいものになりますが、ただ、高額でございますので、その部分の経費として計上しております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） こちらなんですけれども、使用方法についても、消火器同様に事前のレクチャーといったものは必要かと思えます。ですので、設置箇所の職員の方々、スタッフの方々をどこかに集めていただいて、そういったレクチャー等をするお考えというのはございませんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。

こちらのほう、恐らく小学校のほうには既に配置されている部分もございまして、今回、3月に向けて、1本ずつですが配置する予定でございます。

その使用方法につきましては、やはり安全に、かつ、管理もしてもらいたいところもございまして、必要となればそういう研修等も実施したいと考えております。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 学校や教育施設ということでございましたけれども、同様に町立病院であったり、あとは観光施設、天平ろまん館であったり、温泉、そういったところへの設置というのは考えていませんか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

現在のところ、一般質問でもお答えしましたように、涌谷町においては、かなり目撃情報等々につきましては少ない状況でございます。実際、今回各課のほうに問合せ、調査をしたところ、今のところ必要ないというところも多かったところではございますが、その部分につきましてはやはり現実的でないという見方も多分あるのかなと思っております、必要な場所につきましてはやはり、働き方や安全管理の上で必要となればそういう取りまとめも必要だということでは総務企画のほうともお話をしながら今対応しておりますが、現在のところは、当初予算での計上につきましては、まだ未定でというような状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

36ページから37ページまで、7 款商工費 1 項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、36ページから39ページまで、8 款土木費 2 項道路橋梁費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 38ページから39ページまで、3項都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、38ページから39ページまで、4項住宅費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、住宅費、住宅管理費、39ページの強制執行退去業務委託料ですけれども、ちょっと説明はいただきましたけれども、裁判で決まって、まだ立ち退きしていないということという話で、そんなに時間かかるものなのかなと思ってちょっとお聞きしていた、説明は聞いたんですけれども、多分、この1世帯だけだと思うんですけれども、そんなに何か問題があるのか分かりませんが、その点を詳しくお聞きしたいということと、家賃でありますと、やっぱり公営住宅というのは、本来、安く町民に、低額所得者に対しての家賃で賃貸するというのが目的ですから、その点では何らかのものがあるのかなと思いますけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） お答えいたします。

まず、立ち退きに時間がかかるという話でございますが、実際、判決が出てから7年ほどたっていたと思います。このとき、同時に2軒、明渡しの訴訟を行いまして、2軒とも立ち退きの判決が出ているわけですが、きょうだいといいますか親戚関係にあったということで、一度、1軒明渡しを行っていただいて、片方に寄せたという経緯がございます。その後、残りの1軒につきまして、若干猶予期間を空けて立ち退くように依頼しておりましたが、なかなか立ち退き先の住居が決まらなかったということで今まで至っております。

ただ、最近の動きですと、弁護士に委任した以後に本人たちがようやく立ち退き先を見つけたという情報もございまして、少しずつ引っ越しをしているということでしたので、今現在、その状況を注視しているところでございます。ただ、もし人が動いたとしても荷物とかが残される可能性もございまして、そういったことの処理のためにも、やっぱりこの委任の状況は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、家賃の件ですが、立ち退きした以後の家賃ということですかね、これは。低廉な家賃ということで。これは、家賃の設定につきましては、公営住宅法で決まった算定方法でやっておりますので、高いも安いも、その基準どおりということで今までやってきたということでございます。お願いいたします。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その立ち退くまでの間に家賃が、結局家賃が発生するのではないかと。長年居座ることによって、結局また家賃がたまる、請求しなきゃいけないというところでは、やはり早めに、今回立ち退いてもらえそうな、さっき答弁ありましたけれども、その点でもちゃんと請求しなきゃいけないと思うんですけれども、そこは大丈夫なんですか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） その判決以後の家賃等につきましても、今後精査して、また請求方法等につきましては、上司とか、あと委任している弁護士とかとも相談していきたいというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 前者と同じところの質疑になりますけれども、費用対効果等もあって、町に損害が生じる

ということになるかもしれません。そういった中で私が言いたいのは、今まで保証人制度を利用して貸してきたという経緯があると思うんですが、今後なんですけれども、こういった払わない人、撤去できない人、裁判かけなきゃできない人等を生まないためにも、今後、どういうふうな方を町営住宅に入れるか、どういうシステムで入れるかということが大事なことなんだろうというふうに考えますが、その辺、課として考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） お答えいたします。

具体的に何かシステムをとというのはなかなか難しいところで、公営住宅法に規定されている方は、申込みあった方で、抽選であれば抽選で取れた方については拒むことはなかなか難しいということがありますので、例えば保証人制度につきましては、保証会社のほうにも頼めるようになっておりますし、こういった方を生まないように、督促であったりとかそういったこと、あるいは場合によっては法的な手段を使いながら、こういう強制立ち退きのような案件が出ないようには努めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 課長ね、大ざっぱでいいんですけども、ここにいる議員さん方にも聞いてもらいたいと思うから言うだけですけども、仮に、強制執行までなるということは大変な年月もかかっている、じゃその人が払わない金額が大体このぐらいで、それを取るために、又はここを出ていってもらうためにかかった費用ということをお聞きしたいんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） すみません、ちょっと今手持ちで、今回、弁護士に委託する費用が、前回の着手金と合わせて100万円ということになりますし、恐らく取れていない費用がやはり100万円を超えるものになると思いますので、200万円から300万円ぐらいの費用はかかっているような形になるのかなというふうには思います。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らくそうだと思うんですね。100万円取るのに300万円かけて、そして町が200万円、極端に言ったら、単純計算でいくと負担するという形になります。

ですから、私が言いたいのは、前にも常任委員会等でお話ししていますけれども、やっぱり入れるときに問題だろうと。だから、保証人についてもやっぱりきちんとした方に、納得していただいて、払えなかったときには保証人に請求が来るんですよと、その辺もきちんと理解して保証人になってくださいよということも明確にやっぱりお知らせしながら入れていかなければならないのかなと思うんですが、その辺についての課としての改善策を考えてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） 課として努力は続けたいと思いますが、今現在、入居に当たりましては、入居者だけではなく保証人の方にも同席していただきまして、こういった保証人がどういう役割を担うのかということも一緒に説明しておりますので、その辺を徹底して、認識していただいた上で入居に当たっていただきたいという形を取りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

同じく、38ページから39ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 40ページから41ページまで、10款教育費2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、40ページから43ページまで、3項中学校費。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 中学校費の需用費の印刷製本費ということで、課長のほうから説明ありました。その印刷は卒業証書だということなんですけれども、前者の課長たちも2人ぐらいいたと思うんですが、本来であれば当初に入れておけばよかったものというふうなお話をされました。同じく、この問題も同じじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

昨年までは卒業証書は、筆耕といまして筆の立つ方をお願いをしていたところですが、ご高齢ということでお断りを今年度されまして、印刷に変更するということがございまして、今回は、全然ゼロではないんですけれども、計上させていただくこととなりました。（「了解」の声あり）

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

42ページから43ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、42ページから45ページまで、5項社会教育費。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 45ページの文化財保護経費で、講演を、当町出身の小茄子川さんに来ていただいて、この旅費を計上、なっていますけれども、中学校と公民館で講演していただくということを所管事務調査のときも聞いたんですけれども、どちらからいらっしゃるのか、お願いします。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えいたします。

今、小茄子川先生、京都のほうにいらっしゃいまして、京都からという形になります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 所管事務調査のとき、講師料は何か本人が辞退しているということなんですけれども、やはりわざわざ来ていただくので講師料というのはお支払いすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えします。

確かに、涌谷町の人たちのために講演の資料を用意していただいたりする形もありますので、できればお支払いをしたいという気持ちはこちらはあるんですけれども、ご本人の、先生のご意向も踏まえまして、せめて旅費だけでもという形でご用意させていただければというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 本人のそういうお気持ちも分かるんですけども、やはりここまで小茄子川さんが、テレビとかの出演もなさっています、本も出しております、やはり謝礼は出したほうが、当町としても今後のためにも、また中学校で講演していただく子供たちのためにもすごいことになると思うので、ぜひともそういう方向で動いていただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） 本当に今回は、お話をする中で、小茄子川先生のほうからお話もいただいたこともあるので、今回は旅費の中で収めさせていただきたいと思うんですけども、この講演だけではなくて、今後もつながりを持って先生とは接していきたいと思いますので、そういった折には考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

44ページから47ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 46ページから47ページまで、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第82号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議案第83号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第83号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,073万1,000円を増額し、総額を20億5,234万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費の年度末までの見込みにより増額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から……（「説明省略」の声あり）

お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第15、議案第84号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,800万円を増額し、総額を2億6,456万9,000円にいたそうとする

ものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の年度末までの収入見込みによる増額でございます。歳出につきましては、保険料の増額に伴う後期高齢者広域連合納付金の増額及び保険料還付金の今後の見込みによる増額でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第16、議案第85号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,985万9,000円を増額し、総額を19億6,581万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費等の年度末までの見込みによる増額及び介護報酬改定に伴うシステム回収費の増額を措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 担当課長から順次説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第85号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきまして、人件費からご説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページをお開き願います。

15ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員の給与費のうち、給料で179万9,000円の減額、職員手当で49万4,000円の減、共済費で6万8,000円の増、合計で222万5,000円の減額とするものでございます。給料及び職員手当の減額につきましては、病気休職の職員に係る給与について減額するもので、共済費及び時間外勤務手当の増額につきましては、確定及び今後の見込みにより増額をいたすものでございます。

次のページ、16ページをお開き願います。

一番下の表、（2）その他、給与費明細に含まれない人件費、こちらの児童手当で、今後の見込みにより20万円を減額するものでございます。

以上で人件費の説明を終わります。

予算書6ページ、7ページにお戻り願います。

○健康課長（徳山裕行君） 歳入になります。

3款国庫支出金1項1目1節①現年度分288万3,000円の増額及び2項1目1節①現年度分124万4,000円の増額につきましては、歳出で計上しております介護給付費及び地域支援事業費の今後の見込みにより、国の法定負担割合分について増額するものです。

3目3節①介護保険システム改修事業補助金53万6,000円の増額につきましては、令和7年度税制改正に伴いシステムを改修するものです。国の負担割合は2分の1となっております。

4款県支出金1項1目1節①現年度分368万5,000円の増額、5款支払基金交付金1項1目1節①現年度分545万7,000円の増額及び7款繰入金1項1目1節①現年度分253万3,000円の増額につきましては、国庫支出金と同様に介護給付費及び地域支援事業費の今後の見込みにより、県及び支払基金の法定負担割合分について増額するものです。

2目1節②その他地域支援事業費繰入金279万円の減額及び、次のページ、8ページ、9ページをお開きください、3目1節①職員給与費等繰入金36万5,000円の増額につきましては、職員人件費の増減によるものです。

②事務費繰入金53万7,000円の増額につきましては、介護保険システム改修費用となります。

2項1目1節①介護保険給付基金繰入金540万9,000円の増額につきましては、財源調整するものです。12月補正後の基金残高につきましては、3億2,746万9,000円となります。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。

歳出になります。

1款総務費1項1目細目2一般管理経費12節①委託料107万3,000円の増額につきましては、介護保険システム改修業務になります。

2款保険給付費1項1目細目1居宅介護サービス等給付費18節④補助交付金1,782万6,000円の増額及び4項1目細目1高額介護サービス費18節④補助交付金238万5,000円の増額につきましては、9月末までの給付費等の実績を考慮し、今後の見込みにより増額するものです。主な増額の要因ですが、施設サービス等の利用が増加

傾向となっております。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

○**税務課長（木村 治君）** 6款諸支出金細目1第一号被保険者保険料還付金100万円の増額につきましては、年度末までの見込みにより増額を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○**議長（大泉 治君）** これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（大泉 治君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（大泉 治君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（大泉 治君）** 異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（大泉 治君）** 日程第17、議案第86号 令和7年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（遠藤 雄君）** 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度涌谷町下水道事業会計予算について、収益的収入及び支出において予算の組替えを行い、資本的収入及び支出を330万円増額いたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、収益的収入及び支出につきましては、宮城県が実施する県道河南築館線の道路改良工事に伴うマンホール補修に係る材料費を増額いたすほか、見込みにより職員給与費を減額いたし、支出の状況から一般会計繰入金について組替えを行うものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、建設改良費等を増額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○**議長（大泉 治君）** お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） なしという声がありましたので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 令和7年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） よって、議案第86号 令和7年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第18、議案第87号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

収益的収入につきましては、当初予定していた患者数に比べ、入院、外来ともに減少していることから、それぞれの収益を減額いたすものでございます。

収益的支出におきましては、物価高騰に伴う様々な経費や施設修繕に係る経費、また、医療スタッフの不足を補うための所要の経費等をそれぞれ増額いたすものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、金額の確定により、それぞれ補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第87号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。（1）年間患者数、（2）1日平均患者数につきましては、上半期の実績を勘案し、入院年間患者数を2,080人減の3万1,135人、1日平均入院患者数を5.7人減の85.3人とするものです。外来年間患者数は3,485人減の4万1,285人、外来の1日平均患者数を14.4人減の170.6人とするものでございます。

3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきましては、1款1項医業収益から1億2,150万5,000円減額し、2項医業外収益を2,645万7,000円増額し、収益的支出につきましては、2款1項医業費用を3,511万

7,000円増額し、2項医業外費用を7万5,000円減額するものでございます。

2ページをお開きください。

第4条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,824万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万3,000円、当年度分損益勘定留保資金4,792万5,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきましては、3款9項他会計負担金から416万4,000円減額し、資本的支出につきましては、4款1項建設改良費から2万1,000円減額し、4項償還金から832万9,000円減額するものでございます。

第5条におきましては、予算第9条に定めた他会計からの補助金ですが、第9条中「6,282万円」を「8,250万4,000円」に改め、第6条におきましては、予算第10条について、棚卸資産購入限度額ですが、第10条中「4億1,641万2,000円」を「4億1,307万8,000円」に改めるものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

今回の補正ですが、収益的収入の1款1項1目入院収益の6,428万5,000円の減については、上半期の実績として患者数が減少しており、減収を見込むものでございます。

2目外来収益につきましても、上半期実績として外来患者数が減少しており、減収を見込む5,936万5,000円減額するものでございます。患者数減少の要因としましては、常勤医師の体調不良などや、診療報酬改定に伴い診療時間が若干長くなったことなどと考えております。

3目1節室料差額収益66万6,000円の減は、入院患者数の減に伴う減額。

3節健康診断収益173万6,000円の増は、診療報酬改定により事業所健診の単価が上がったことなどに伴う増額でございます。

5節その他医業収益107万5,000円の増額は、救急医療確保に要する経費分の繰入れなど、算定額が増加するものでございます。

2項2目1節他会計補助金1,968万4,000円の増額につきましては、確定によるものですが、医師などの派遣等委託料が増額したことに伴い、算定額が増えるものでございます。

2節補助金、職場環境整備支援補助金等376万円につきましては、医師事務作業補助員・看護補助員等配置費用に対する補助金の確定によるものでございます。

3目1節他会計負担金416万8,000円につきましては、病床減少に伴う交付税算定分でございます。

6目2節その他医業外収益115万5,000円の減額は、老健施設薬品代の減額を見込むものでございます。

支出、2款1項2目1節薬品費では、患者数の減により減額が見込まれますので、物価高騰などにより増額が見込まれる3節給食材料費と予算の組替えを行うものです。

3目7節光熱水費254万5,000円の増額は、価格高騰のほか、派遣職員住宅利用分を含むものです。

8節燃料費については、今後の見込みによる増額。

11節修繕費は、耳鼻科診療室の雨漏り修繕や消防設備やエアコンの修繕、地下タンクの修繕などに対応するものでございます。

17節委託料1,837万円の増額は、収入で説明いたしましたが、東北医科薬科大学からの派遣医師の給料等負担分など医師をはじめとする医療スタッフ確保に要する経費として増額するもので、財源といたしまして、一般

会計繰入金算定額に対し特別交付税が措置されるものでございます。

6目5節研究雑費29万2,000円の増額は、医療職員に向け、eラーニング研修を行う経費を増額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入、3款9項1目1節他会計負担金416万4,000円の減額は、償還金の確定に伴う繰入金の減額でございます。

支出、4款1項3目1節資産購入費につきましては、医療機器の購入額確定に伴い2万1,000円を減額し、4項1目1節建設改良のための企業債償還金は、医療機器購入の償還金の確定に伴うものでございます。

12月資料4ページに概要を載せておりますので、後ほど確認いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

支出の部分でございますが、光熱水費のほうでお伺いしたいと思います。こちらのほう、所管事務調査の際にもお話はお聞きしましたが、改めてお聞きしたいと思います。

近隣にあります複合温泉施設のほうでチラシをいただきましたが、水道光熱費を改めて別の業者のほうと業務契約をすることによって、大分かかる経費を抑えられたといったようなご案内を見せていただきました。近くにあるんですから、そういった複合温泉施設の取組を実例といたしまして、同様の水道光熱費の削減に向けて何かしらの措置を講ずるべきだと思いますが、その辺のご意見を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 光熱水費の減額についてというお話ですが、特に電気料の形について、近隣の施設で取組があるというお話はお聞きしております。それに伴いということでもないんですが、いろいろな今業者がございまして、そちらのほうとの金額についても検証させていただいて、現在契約している電気業者のほうと引き続き契約していくということで決定させていただいております。

近隣の施設で取り組まれている電気のほうなんです、その分析をするのに初期で設備というか機械を入れなきゃならないということも一つの要因としてございまして、今、電気を支払っているところについても割引の制度がありまして、そちらのほうと比較したところ遜色ないということで、今の業者を引き続き契約しているところでございます。

あわせてお話しさせていただきますと、今安価になっている電気業者につきましても、価格変動に伴って増減が激しい場合が想定されるということで若干のリスクがあるというふうにお聞きしておりまして、それについても考慮した上で、現在の電気の業者との手続を、手続というか契約を継続しているという状況でございます。

引き続き、いろいろな方面との調整というか、分析、検証を含めながら、取り組みながら経費節減を図ってまいりますと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） ご答弁ありがとうございます。やはりバランスシート、B/Sとして見てしまうとしても、入院患者数、外来の患者数が大変減っているという状況下の中で、物価高騰と反比例する形で経費が膨大に膨れ上がってしまうということは、これは致し方ない部分もあると思います。地域住民の安心・安全な医療、そういったものを提供するということが、やはりこの病院の一番の役目だと思います。

ですが、その一方で、こういった係る経費の部分のいかに圧縮できるかということが今後の課題につながってくるかと思しますので、ぜひ、ほかにも電気業者さんというのはたくさんいらっしゃると思います、最近ですとやっぱり太陽光発電であるとか、そういったことも含めて経費の削減につながる取組といったものを今後も進めていただきたいと思いますが、改めてご答弁いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、電気業者につきましては、数社から分析というか試算のようなものを取りまして、その中で一番減額率の多いところということで、現在の取組、現在の会社と継続しての取組としております。

お話しいただきましたように、経費の節減につきましてはいろいろと、設備の老朽化なども含めましてなかなか難しい状況ございますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第87号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第19、議案第88号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第88号の提案の理由を申し上げます。

収益的収入につきましては、当初予定していた利用者に比べ、入所、通所ともに減少していることから、それ

ぞれ収益を減額いたすものでございます。また、資金に不足が生じるおそれがあることから、一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

収益的支出におきましては、介護スタッフの不足を補うための所要の経費等を増額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第88号 令和7年度浦谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。（1）年間利用者数、（2）1日平均利用者数につきまして、上半期の実績を勘案し、入所利用者数を1,022人減の2万5,295人に、1日平均利用者数を2.8人減の69.3人にするものでございます。通所年間利用者数は125人減の8,112人に、1日平均利用者数は0.4人減の26.0人にするものです。居宅介護支援の年間利用者数は167人増の1,223人、1日平均利用者数は0.7人増の5.1人とするものでございます。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきまして、1款1項事業収益から1,410万9,000円を減額し、2項事業外収益を1,446万3,000円増額し、収益的支出につきましては、2款1項事業費用を364万2,000円増額するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正について、収益的収入、1款1項1目1節入所収益におきまして、1,262万8,000円を減額。

2目1節通所収益におきましては、389万9,000円減額。

3目1節居宅介護支援収益においては、241万8,000円増額するものでございます。

上半期の実績としまして、入所、通所ともに利用者数が減少しており、減収を見込むものでございます。

2項2目1節他会計補助金1,369万7,000円につきましては、物価高騰の影響も含め、今後見込まれる資金不足に対応する繰入れをお願いするものでございます。

2節補助金194万2,000円については、介護人材確保・職場環境改善等事業補助金などで、職員処遇改善や職場環境改善に対する補助金でございます。

6目2節その他事業外収益117万6,000円の減は、今後の見込みによる減額でございます。

支出、2款1項3目1節厚生福利費23万9,000円については、職員健診の単価変更に伴うもの。

17節委託料270万円については、職員の病休や離職に伴う職員派遣委託活用に伴うものでございます。

4目3節機械備品減価償却費47万4,000円は、令和6年度購入分を追加するものでございます。

6目5節研究雑費22万9,000円は、介護職員の研修に係る経費でございます。

補正の内容については以上ですが、現在の老人保健施設の状況を説明させていただきますと、コンサルタントを活用し業務改善などを模索しながら、経営改善を含め改善に取り組んでおります。先ほども説明いたしましたが、利用者数は、入所は前年度同期比で3.8%減少しており、通所については同じく0.7%の減少、ここはほぼ横ばいと考えられますでしょうか。利用者数減少については、介護等でのコロナの発生などが要因の一つですが、人口減少や高齢化の進展なども影響していると考えます。

運営につきましては、在宅強化型を確保しており、10月からは超強化型の要件を達成しており、報酬が増加する見込みでございます。

利用者数の増加につきましては、介護等でのコロナが解消されましたので、病院や他の関係機関とも連携調整を図り、利用者数確保に取り組み、引き続き、業務効率化、経営改善に努めてまいります。

12月資料5ページに補正予算の概要を載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今回の課長の説明で十分理解はしたんですけども、やっぱり心配される、懸念されることは、昨年、その前あたりから入所者が減ってきている、そして通所者も減っている。どこに原因があるのかということで、今、コンサルも頼みながら模索しているという状況だということでございますが、私としては施設もやっぱり老朽化もしているだろうと。どうしても施設を利用する方、家族の方もそうですけれども、できればきれいなところといいますか、見栄えのいいところといいますか、そういったこともあるのかなというふうに思います。

私ごとではございますけれども、うちの母親のときは入れていただいてすごく助かったわけですけども、そのときはもう50人も待っていますよとか、30人も待っていますよという時代だったんですね。それが今、それから十何年たちますけれども、こういった状況になってくるというのは、少子高齢化もあって、またライバルといいますか施設が多くなってきている、分散型になっているのかなという部分もあるんですけども、施設を、まあ、お金はないのはいないんですけども、少し改装といいますかね、そういった部分についてはどう考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） お答えします。

施設のリニューアルというか、老朽化に伴う対応は、常にとにかくできる限りやっていきたいと思いますが、なかなかリニューアルについては、いろいろな補助金もなかなか見つけかねておりまして、厳しいところなのかなというふうに考えております。

入所者数というか、経営の状況でその利用者数を増やすことについては、先ほどお話ししたとおり、コロナの介護等での患者さんも解消されましたので、これから若干上げていけるのかなということを考えております。改修については、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） これはですね、課長ね、病院には丘の委員会とかいろいろな委員会も設置されているのかなというふうに思いますけれども、やっぱり今後の病院の在り方として、老朽化施設になっていくのは間違いないんですけども、その辺も今のうちから検討しておかないと大変なことになるのではないかなというふうな懸念を持つんですが、その辺の話合いというものはないんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） お答えいたします。

老健施設の老朽化についての検討というかなんですが、今回委託しておりますコンサルタントのほうも含めて、老人保健施設のありようというか在り方、どのような施設であったらよいのかというようなことも含めて提案いただければいいのかなというふうに考えております。その際には、内部等の意見も組み入れながら、どのような形で、どのところが、例えば部屋がどういうふうにあったらいいのかと、広さとかそういったことも含めて、どういうふう的现状として対応できるかというようなことも考えていければなということで検討を進めたいと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今、課長からいい意見が出たんですけども、私もそこなんです。要は、今の新しい施設というのがやっぱり使いやすさとかそういうものがあると思うんですね。うちのほうは、造ったのはもう今から30年もなるわけで、そうするとやっぱり遅れているというか、間仕切りにしても普通のところと違って、勝手に違うような形になっていると思うんですよ。今はやりのように、まあ、改装とさっきは言ったんですけども、そういったことも踏まえて今後考えなければならぬのではないかなというのが私の中にあったもんですからこういった質疑をさせていただいているんですけども、ぜひね、私はニーズはね、お医者さんがそばにいる施設なので、ほかの施設よりはずっといい施設だと思っているんですよ。ですから、ニーズがないということではなく、これからもニーズはあると思うんです。そういった意味で、ただちょっと施設が老朽化しているかなという部分があるので、その面も考えるとまだまだこれからも必要不可欠な施設だと思いますので、そういったことも含めて、今後、コンサル等含めて検討されたいかがかなと思うんですけども、最後にお答えください。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、施設のありよう、サービスの、どういったサービスを進めていったらいいのかというようなこと、それから現実問題として、建物を改修するということなどは補助金も探していかないとなかなか厳しいところはございますが、そういったトータルの面も含めて、いろいろな方面、いろいろなことを模索しながら改善を図っていければいいのかなというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号 令和7年度浦谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第88号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第20、議案第89号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第89号の提案の理由を申し上げます。

収益的収入につきましては、利用者数が増加していることから、収益を増額いたすものでございます。

収益的支出におきましては、公用車関係の経費に不足が見込まれることから、所要の経費を増額いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第89号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。（1）年間利用者数、（2）1日平均利用者数につきましては、上半期の実績を勘案し、年間利用者数を730人増の7,606人に、平日の1日平均利用者数を2.8人増の31.0人に、土曜日の1日平均利用者数を1人増の2人とするものでございます。

3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきましては、1款1項訪問看護サービス事業収益に617万8,000円増額、1項訪問看護サービス事業外収益に141万円を増額し、収益的支出につきましては、2款1項訪問看護サービス事業費用に24万6,000円増額、2項事業外費用に2,000円増額するものでございます。

第4条におきましては、今後の現金収支の状況を考慮し、一時借入金を500万円と定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正ですが、収益的収入の1款1項1目1節訪問看護サービス療養収益におきまして、介護保険分を447万9,000円、医療保険分を97万3,000円、合わせて545万2,000円増額。

2目1節訪問看護サービス利用収益については、介護保険分を54万7,000円増額、医療保険分を17万9,000円増額、合わせて72万6,000円増額するものでございます。

2項2目1節他会計補助金118万円の増額は、基礎年金拠出金分の一般会計繰入金で、2節補助金23万円は、宮城県の生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金などで、ICT機器導入などに対する補助金でございます。

支出、2款1項3目8節燃料費6万円増額は、訪問用公用車のガソリン代の今後の見込み。

11節修繕料18万6,000円は、訪問看護公用車の車検費用などでございます。

2項1目2節一時借入金利息は、一時借入金の設定に伴う利息の設定でございます。

会議資料6ページに補正の概要を載せておりますので、後ほど確認いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎散会について

○議長（大泉 治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

----- ◇ -----

◎散会の宣言

○議長（大泉 治君） 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時11分